

未承認薬の海外提供に関する関係省庁調整会議の開催について

平成 29 年 7 月 12 日
国際的に脅威となる
感染症対策推進チーム長
決 定
平成 29 年 10 月 19 日
一 部 改 正

- 1 国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について(平成 27 年 9 月 11 日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定) 第 5 項の規定に基づき、途上国における感染症の流行という緊急時であって、当該感染症に対して有効な薬剤や確立された治療方法が他にない一方で我が国製薬企業の未承認薬が当該感染症に有効性が示唆されている場合において、当該途上国政府から我が国製薬企業の未承認薬の提供の要請等があった際に、国際的な理念・規約を念頭に置きつつ、当該要請に適切に応えることにより、感染症患者の生命等を可能な限り救い、もって我が国の人道を含む外交政策及び国際保健政策を実現するとともに、国家の危機管理対応を迅速に推進する観点から、緊急時における未承認薬の途上国への提供に係る関係行政機関の検討及び調整の促進を図るため、未承認薬の海外提供に関する関係省庁調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。
- 2 調整会議の構成は、次のとおりとする。ただし、調整会議は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
 - 主 査 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）
 - 構成員 内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長）
外務省国際協力局審議官
外務省地球規模課題審議官
厚生労働省医務技監
厚生労働省大臣官房審議官（医薬担当）
厚生労働省大臣官房審議官（援護・人道調査、医薬品等産業振興担当）
厚生労働省健康局長
- 3 調整会議の庶務は、外務省、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房国際感染症対策調整室において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。